

島根県報

平成27年2月13日 (金) **号外 第 1 9 号**

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次

【人委規則】

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する規則 の一部を改正する規則 2

2

人 事 委 員 会 規 則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年2月13日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第1号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和63年島根県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

附則第10項中「免震重要棟」の次に「及び新事務棟」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年2月13日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第2号

東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則 東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する規則(平成24年島根県人事委員会規則第2 号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「免震重要棟」の次に「及び新事務棟」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。